

年ノ例ニ依リテ中々賞與ニ支給ラ受テ得ラレハ考慮セラレタキコト

110) 筆生ノ刻時カード使用ヲ廢セラレタシ

111) 刻時カード使用ノ職エニテ早ク改訂ノ際際ニ三分間遅刻スレバ上ルル時間ノ削減ヲ免除セラレタキコト

112) 特別通門章及職工章落失場合ハ賞員支辨トシ罰トテ取扱ハラルト改メラレタキコト

113) 製造所ハ一級職工代表者會合ヲ毎月一回以上開催セラレタキコト

### 三、共濟組合ニ就テ

114) 年々大條ヲ評議會ハ評議員三分二以上發議リタル

時又廳長ニ於テ年一回以上之ヲ召集シト改メラレタキコト  
115) 組合員中受員者ノ撤金ヲ日収額ニ應ジテ増加シ療養其他ノ諸救済金ヲ常備者ト均衡ヲ保ツ程度ニ増加セシメラレタキコト

### 四、後援會ニ就テ

116) 後援會ノ内容充實ヲ期セラレタキコト

117) 後援會ニ評議會ヲ設ケ各場ヨリ一名宛以テ委員ヲ選出シ毎月一回以上開會シ諸般ニ打合せ成サシメラレタキコト

大正十一年八月五日 小笠原製鐵所製鐵場職工代表者

職工長 川崎 忠 初